

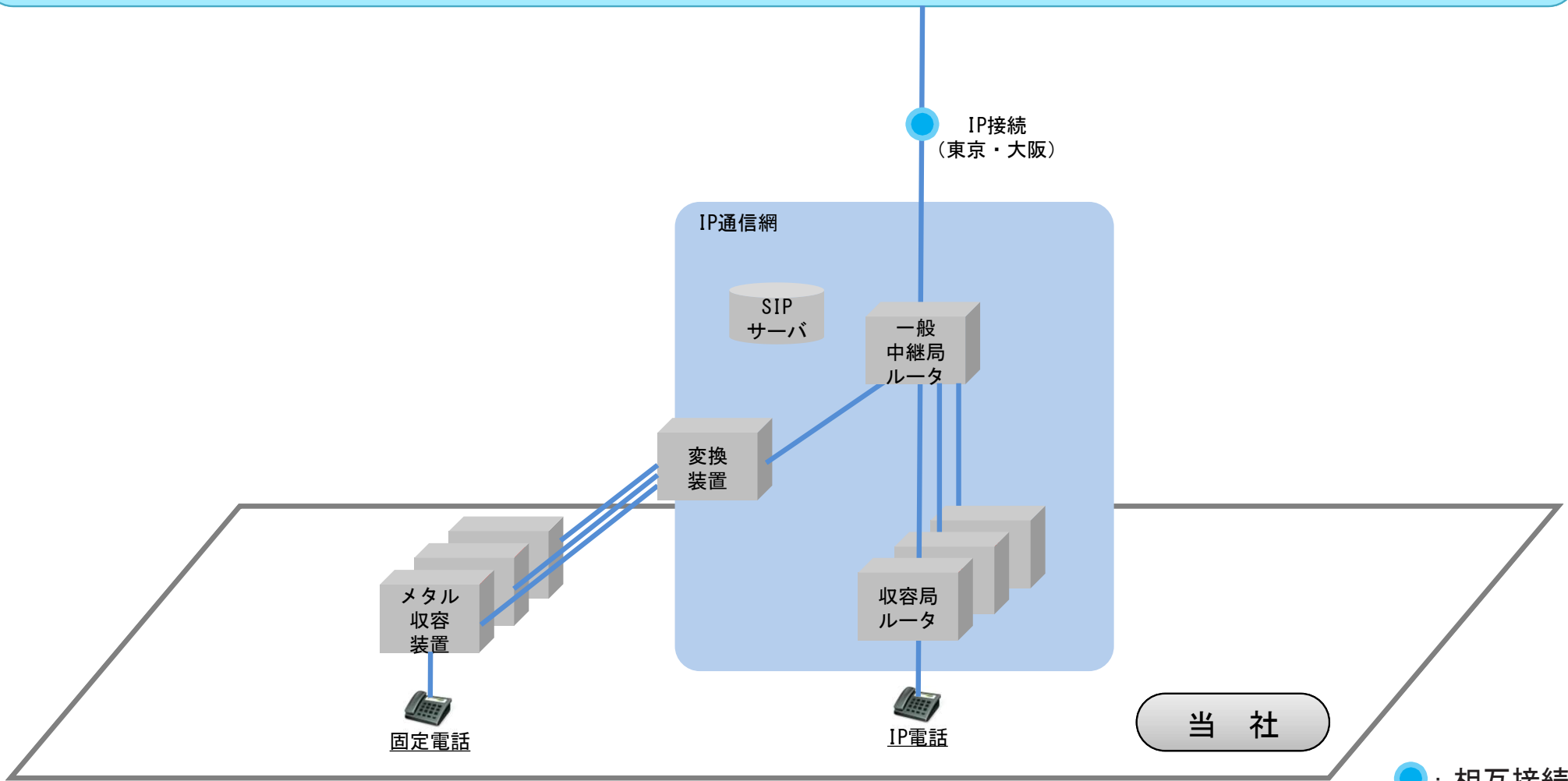
第1章

当社ネットワークとの相互接続の概要

I 当社のネットワーク構成（電話網）

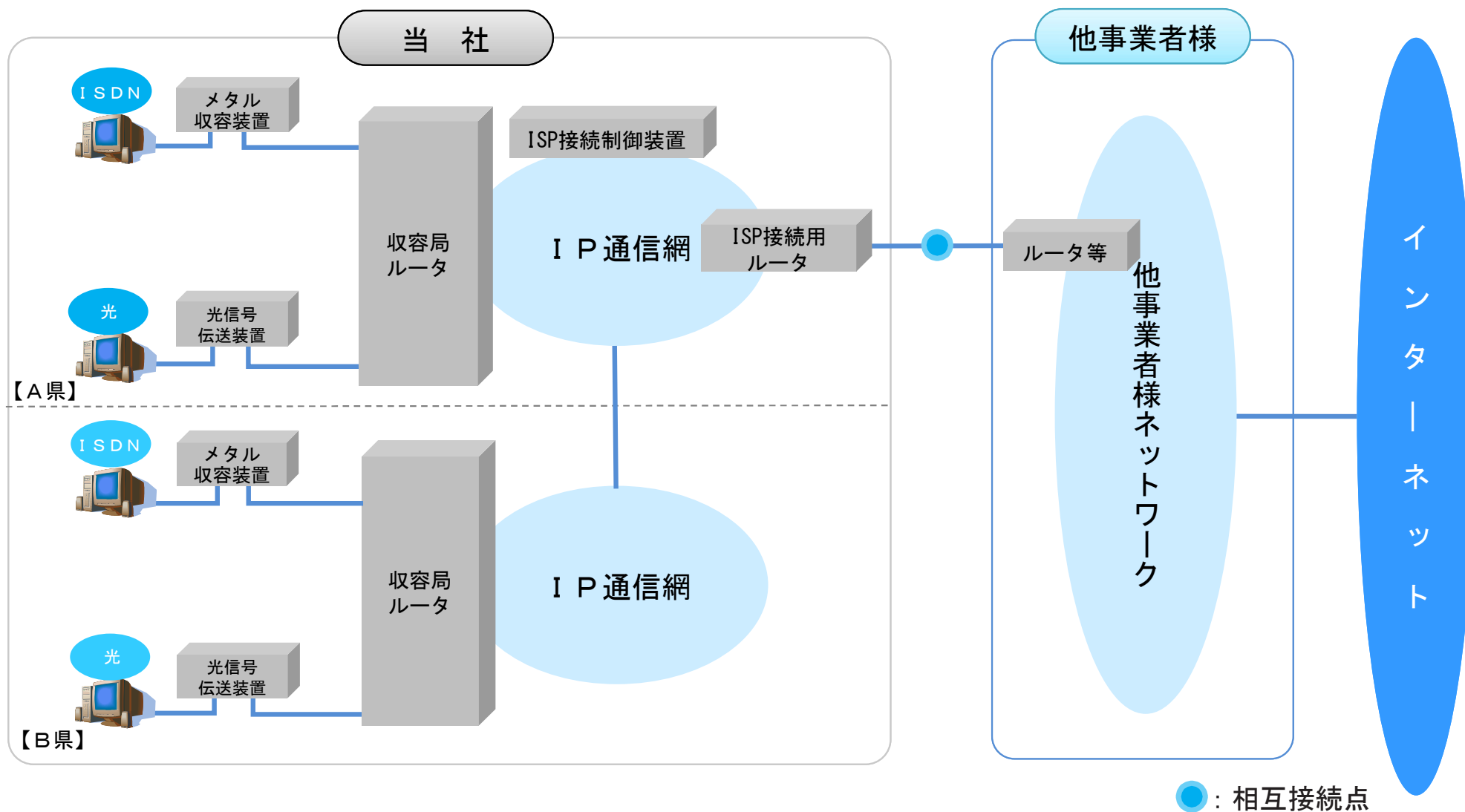
当社は東日本エリア（北海道、東北、関東、東京、信越）の県内・県間通信を提供します。
下図は当社のネットワーク（電話網）の構成イメージです。

他 事 業 者 様 ネット ワ ー ク



Ⅱ 当社のネットワーク構成 (ISP接続用ルータとの接続)

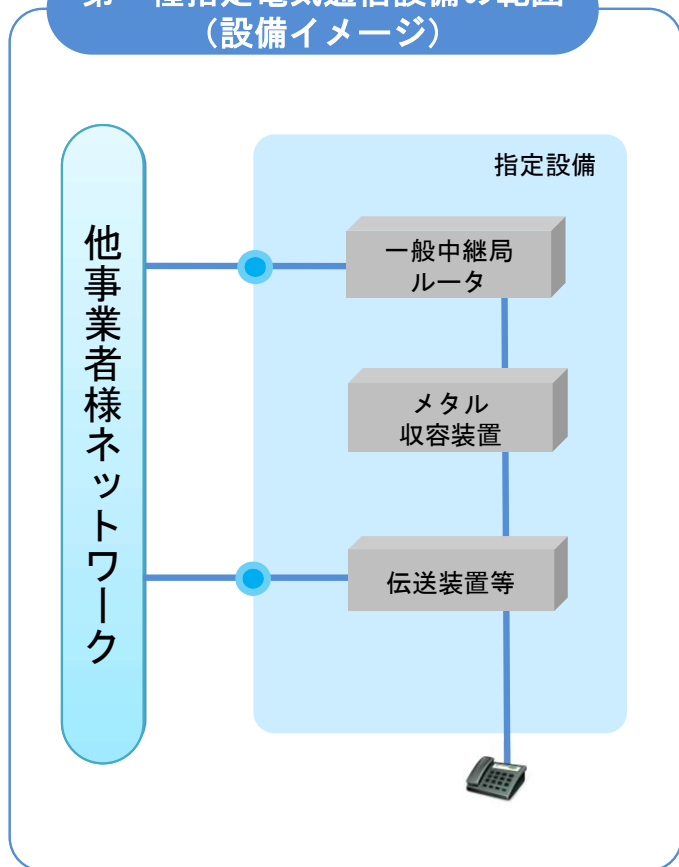
当社は東日本エリア（北海道、東北、関東、東京、信越）の県内・県間通信を提供します。下図は当社のネットワーク（IP通信網）の構成イメージです。



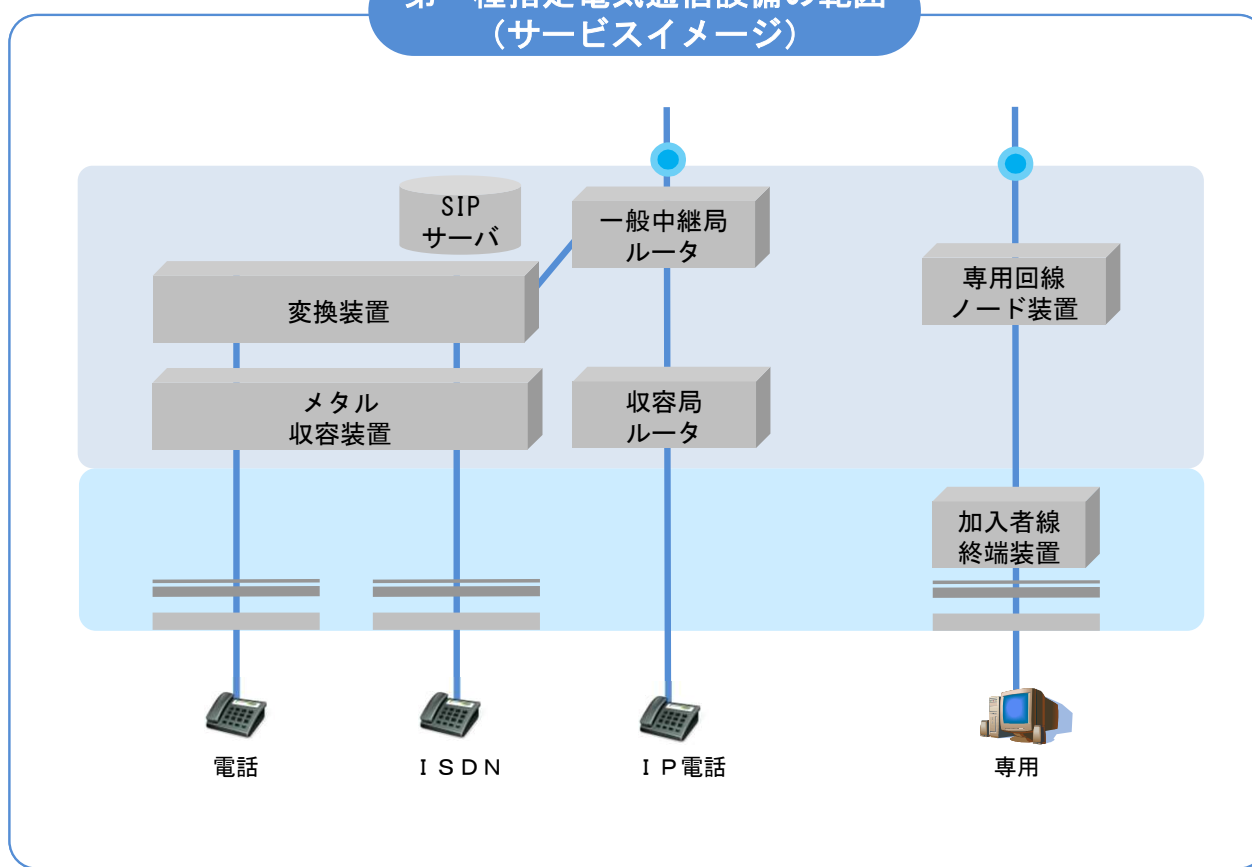
Ⅲ 第一種指定電気通信設備

本ガイドブック内で解説する当社の設備は、主にお客様サービスを提供する上で不可欠な設備として総務大臣より 指定※された「第一種指定電気通信設備」です。

第一種指定電気通信設備の範囲
(設備イメージ)



第一種指定電気通信設備の範囲
(サービスイメージ)




● : 相互接続点

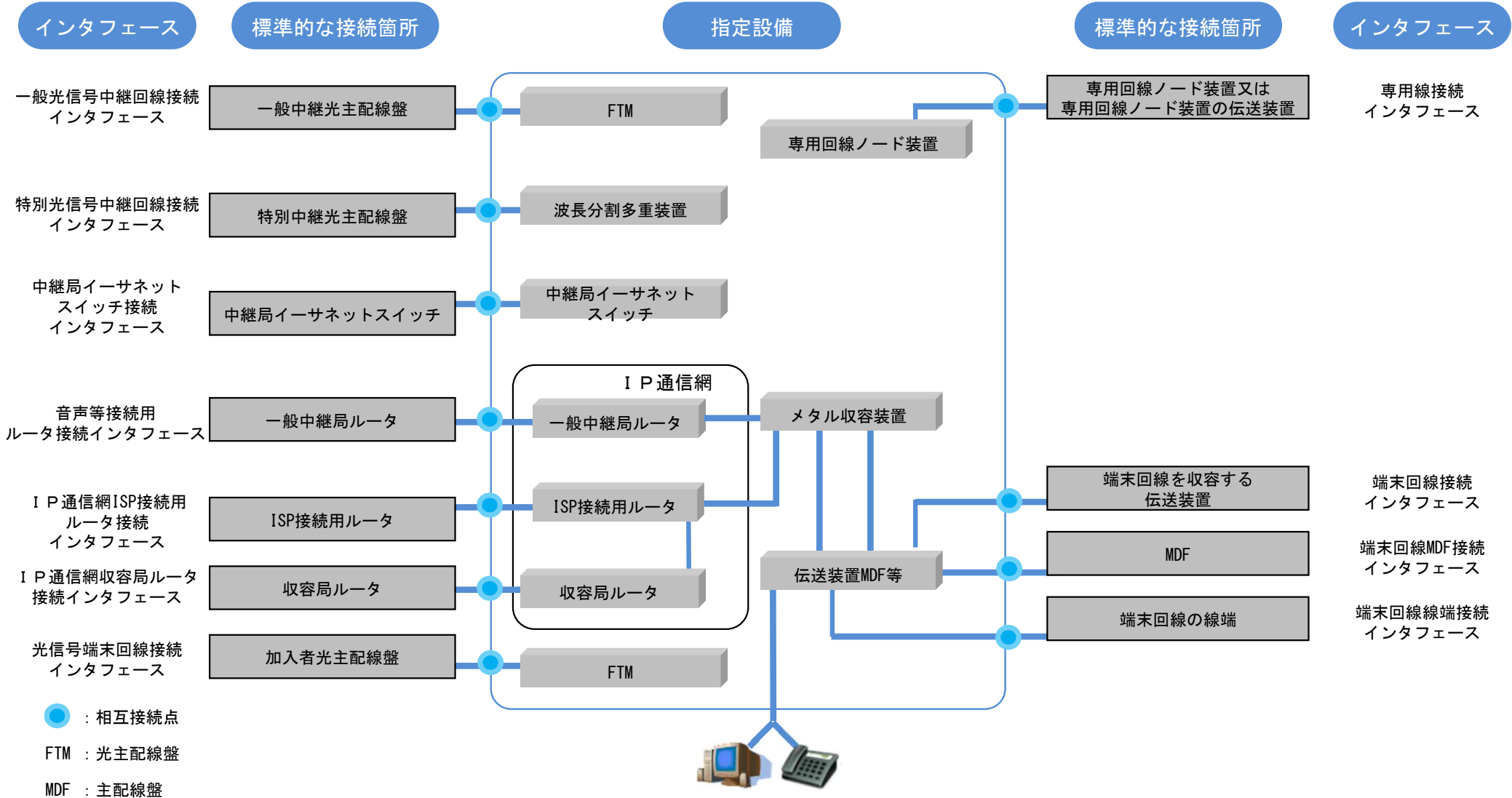
解説

※平成13年総務省告示第243号により規定

IV 標準的な接続箇所と技術的条件

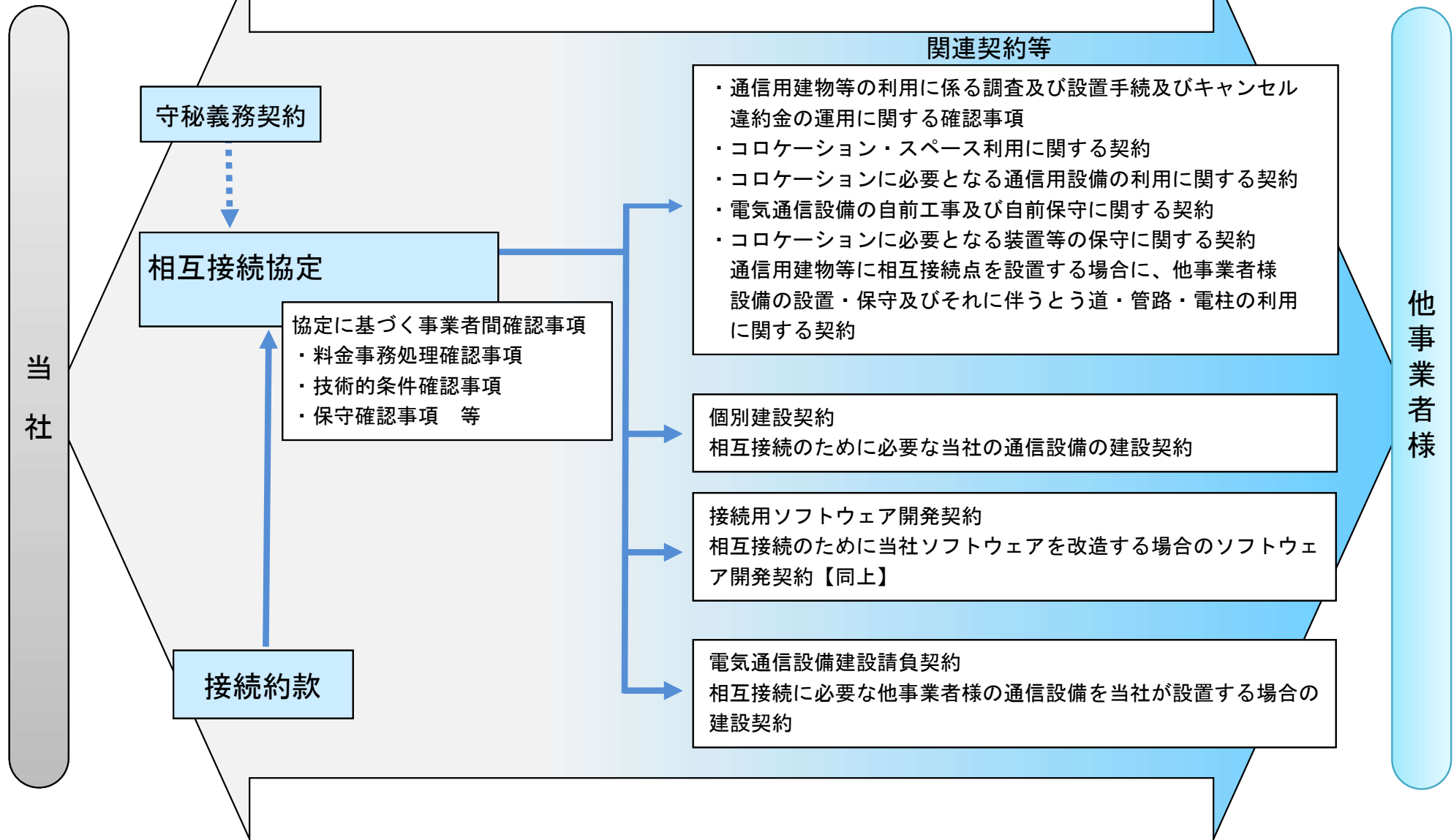
当社では接続約款第5条において様々な接続箇所を規定しております。各接続箇所でのインターフェースは、他事業者様が予め技術検討ができるように接続約款（技術的条件集）の中に記載しています。

 接続約款第5条、技術的条件集



V 相互接続に必要な契約等

相互接続に関して事業者間で取り決める事項は多岐にわたります。接続の態様に応じて様々な契約を締結します。



VI-1 相互接続に関わる主な費用（1）（内容、請求方法等）

当社と相互接続を行うにあたって、他事業者様にご負担いただく主な費用は以下のとおりです。

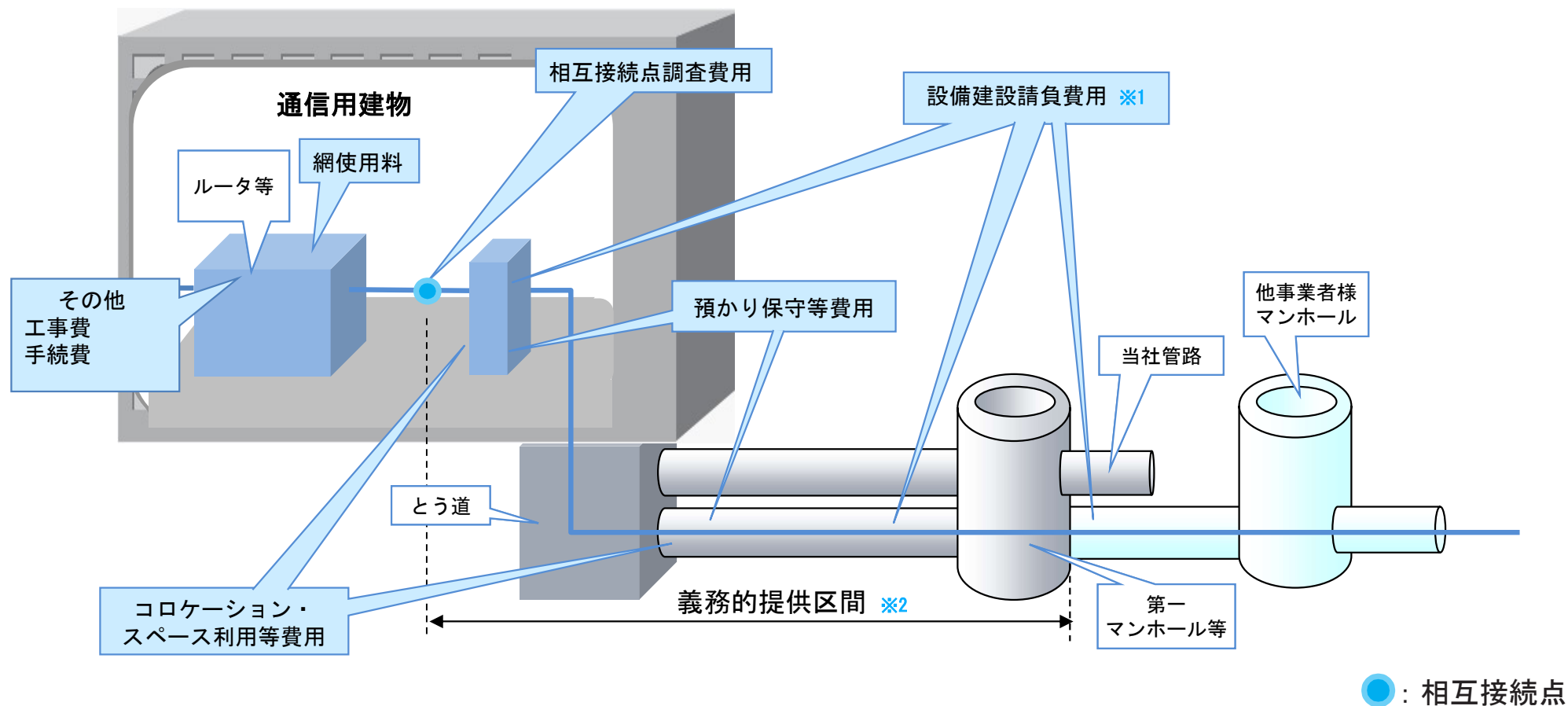


料金表

| 項目 | 内容 | 費用請求方法等 |
|--|---|---|
| 網使用料（接続約款 料金表 第1表第1） 相互接続通話料 接続専用線 光ファイバ回線 DSL回線 等 | <ul style="list-style-type: none"> ネットワークの基本的な接続機能の使用料 | <ul style="list-style-type: none"> 通話量、回線数等の利用見合いで使用料を算定し、暦月単位で集計、請求します。 |
| 網改造料（接続約款 料金表 第1表第2） 個別建設費 接続用ソフトウェア開発費 | <ul style="list-style-type: none"> 他事業者様の要望により、個別占用的機能を実現するために当社ネットワークを改造・改修した場合の当該機能や設備の使用料 | <ul style="list-style-type: none"> 改造に要した費用（個別建設費、接続ソフトウェア開発費等）を年額料金に計算し、12分の1を月毎に請求します。*利用中止、更改時においても網改造料の支払い義務があります。 |
| 工事費（接続約款 料金表 第2表第1） IP通信網データ設定工事費 | <ul style="list-style-type: none"> 他事業者様の要望により、IP通信網接続装置等にIPアドレス等を登録する場合の工事費用 | <ul style="list-style-type: none"> 発生工事毎に請求します。 |
| 手続費（接続約款 料金表 第2表第2） 相互接続点に係る情報調査費 料金回収手続費 立会費 等 | <ul style="list-style-type: none"> 他事業者様の要望により、接続に関連する作業を行った場合の費用 | <ul style="list-style-type: none"> 発生単位（件数等）毎に請求します。ただし、料金回収手続費等については月毎に請求します。 |
| 設備建設請負契約による費用（接続約款 料金表 第2表の2） | <ul style="list-style-type: none"> 他事業者様の設備を当社が受託して建設した場合の費用 | <ul style="list-style-type: none"> 発生工事毎に請求します。 |
| 預かり保守等契約またはコロケーション・スペース利用契約等による費用（接続約款 料金表 第3表） | <ul style="list-style-type: none"> 他事業者様の設備を通信用建物等にお預かりする費用または設備の設置に要するスペース相当の費用等 | <ul style="list-style-type: none"> 月額または年額を計算し、その月額または年額の12分の1を月毎に請求します。 |
| 光信号引込等設備に係る費用（接続約款 料金表 第4表） | <ul style="list-style-type: none"> 光信号引込等設備を撤去する場合の費用 | <ul style="list-style-type: none"> 発生工事毎に請求します。 |
| その他指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な設備に係る料金額（接続約款 料金表 第5表） | <ul style="list-style-type: none"> 中間配線盤を利用して接続する場合の費用 | <ul style="list-style-type: none"> 1ポート毎に月額で請求します。 |

VI-2 相互接続に関わる主な費用（2）（設備対応イメージ）

通信用建物等（とう道、マンホール含む）に相互接続点を設置する場合に発生する主な費用と、費用に対応する設備のイメージを示します。



解説

- ※1 他事業者様のご要望により当社が他事業者様の設備を建設する場合に発生します。
- ※2 相互接続点調査及び設置申込みによる提供区間

VI-3 相互接続に関わる費用（網使用料）の支払い義務について

網使用料の最低利用期間については、接続約款第64条（定額制の網使用料の支払義務）第2項の規定に基づき、専用サービス契約約款を準用します。



接続約款第64条

最低利用期間を適用する場合 ※1

- ・ 光信号電気信号変換機能
- ・ 光信号多重分離機能
- ・ イーサネットフレーム伝送機能
- ・ 端末回線伝送機能（第2欄ウ欄）
- ・ 端末回線伝送機能（加入者光ファイバ）（第6欄）
- ・ 光信号中継伝送機能（中継系光ファイバ）
- ・ 光信号局内伝送機能（局内光ファイバ・波長多重機能）

専用サービス契約約款に規定する高速デジタル伝送サービスの最低利用期間に準ずるものとします。（1年）

- ・ 接続専用線
 - ・ 端末回線伝送機能（第3欄）
 - ・ 通信路設定伝送機能
- ・ 端末間伝送等機能

それぞれご利用いただく専用サービスの最低利用期間に準ずるものとします。（1年）

解説

※1 専用サービス契約約款上の最低利用期間を準用します。

なお、専用サービス契約約款規定中「専用契約の解除」とあるのは「専用契約の解除若しくは接続専用線の接続休止」と読み替えるものとし、他社料金設定回線に係る規定を除きます。

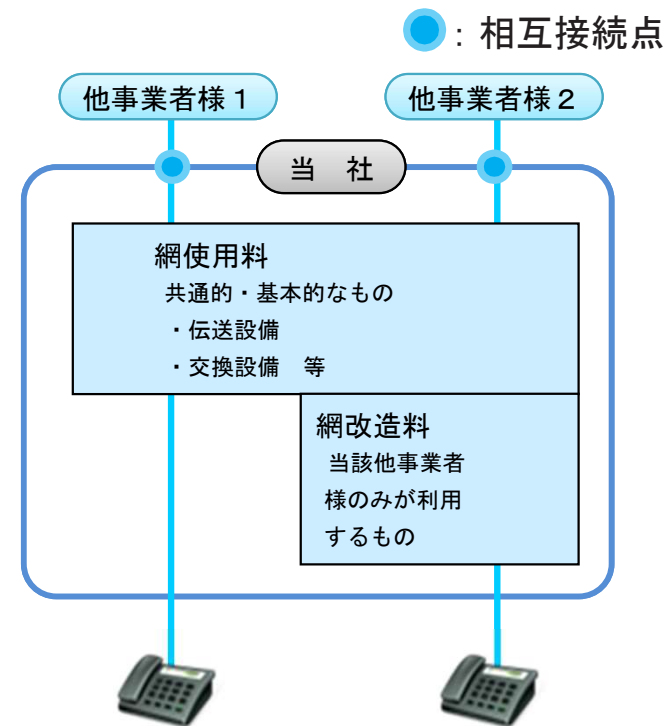
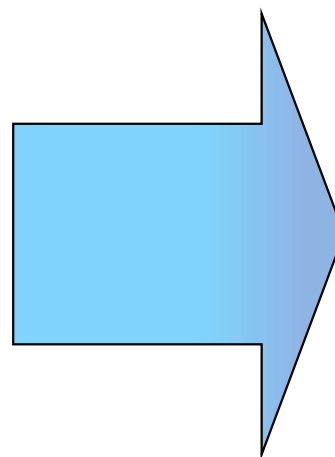
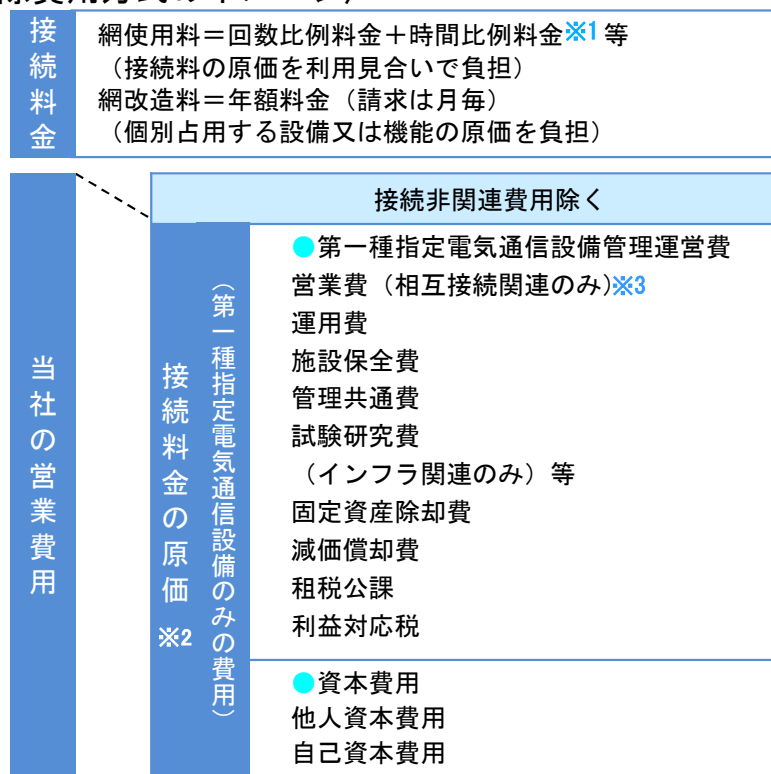
(参考) 第一種指定電気通信設備に関する接続料金の算定方法

当社は、お客様サービスを提供する上で不可欠な設備（代替性の低い設備）として総務大臣より指定された第一種指定電気通信設備に関する接続料金（網使用料、網改造料）について、実際費用方式で料金を算定する場合には、電気通信事業法及び関係政省令に従い第一種指定電気通信設備のみの費用を接続料金の原価として算定し、接続約款により具体的料金を定めています。

なお、提供しようとする電気通信役務が新規であり、かつ、今後相当の需要の増加が見込まれるものであるときは、関係省令に従い、原価の算定期間を5年までの期間の範囲内とする場合があります。

また、網使用料のうち、電話及びISDNに係るコストについては、長期増分費用方式（LRIC）により、現時点で利用可能な最も低廉で最も効率的な設備と技術を用いて再構築した前提で算出した費用を原価として電気通信事業法及び関係政省令に従い算定し、接続約款により具体的料金を定めています。

〈実際費用方式のイメージ〉



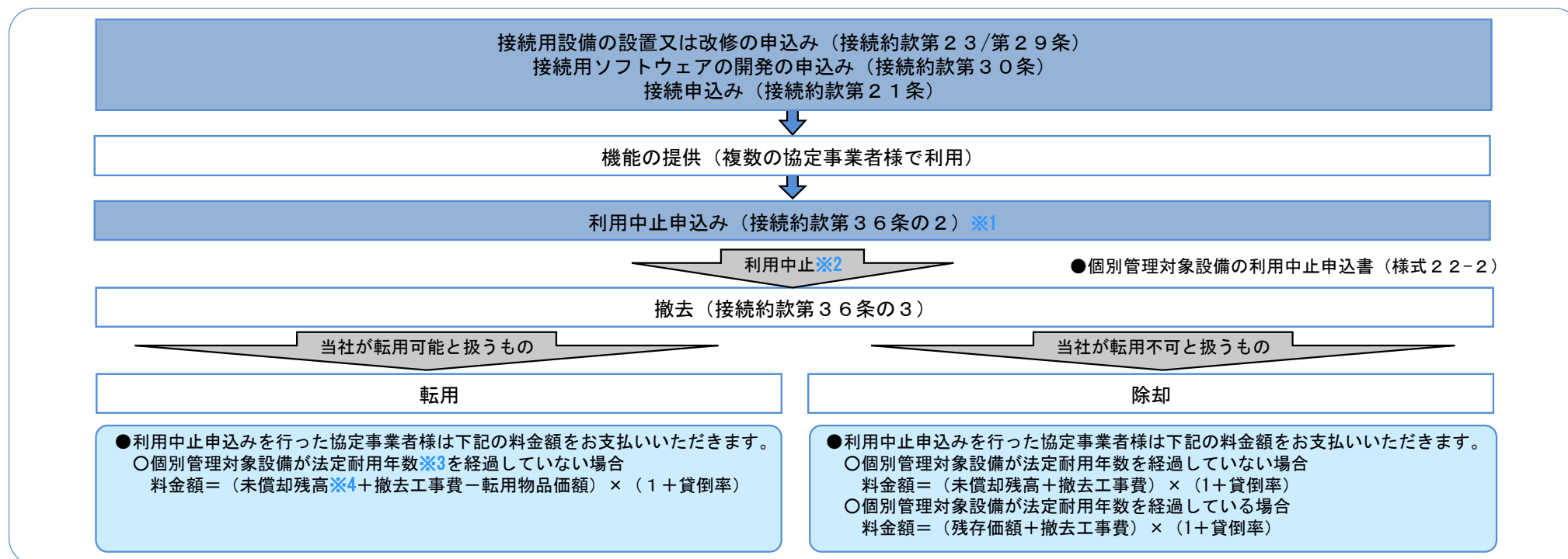
- ※1：定額料ご負担の場合もあります
- ※2：アンバンドルされた機能毎に算定
- ※3：貸倒損失を含みます

VI-4 相互接続に関わる費用（網改造料）の支払い義務について ①

当社の電気通信設備又はソフトウェアを利用中止いただく際の手続や費用に係る規定について、個別管理対象設備の利用中止を行う場合の手続きは以下のとおりとなっています。



接続約款第36条、第36条の2、第36条の3、第66条、料金表



当社が個別管理対象設備又は光信号伝送装置又は光信号電気信号変換装置を更改する場合は、事前に協議させていただきます。

解説

- ※1 複数の協定事業者様が当該機能を利用している場合には、全ての協定事業者様から同時に利用中止の申込みがあったときに限ります。
- ※2 更改を要望される場合には、利用中止申込みに併せて新たな電気通信設備又はソフトウェアの申込みを行っていただきます。また、更改後は新たな電気通信設備又はソフトウェアに係る網改造費用の支払いが必要となります。
- ※3 必要により当社が別に定める耐用年数とする場合があります。以下同じとします。
- ※4 (取得固定資産価額 - 残存価額) × 法定耐用年数残存期間比率 + 残存価額をいいます。

参考

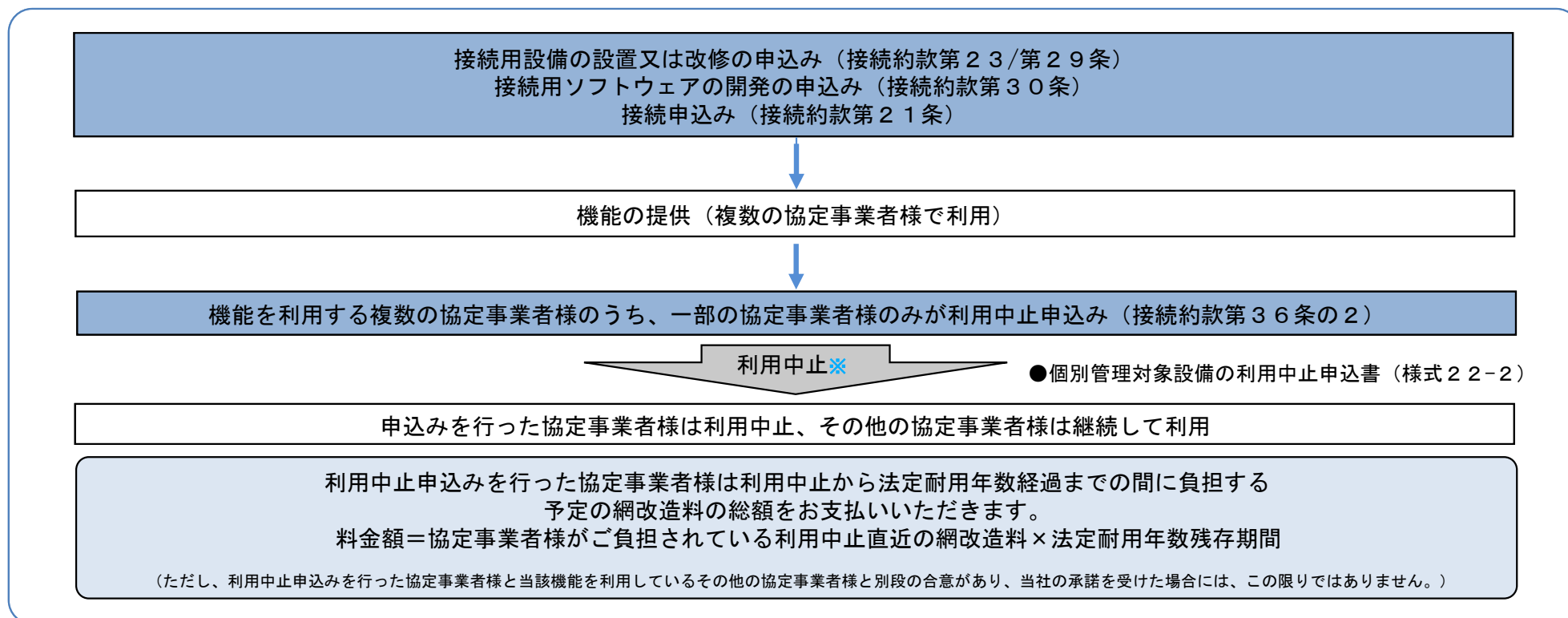
個別管理対象設備：網改造料の対象となる機能に係る電気通信設備又はソフトウェアのことを指します。
 残存価額：法定耐用年数経過後の正味固定資産価額となります。
 未償却残高：取得固定資産価額のうち、網改造料の費用としてご負担いただいた分を除いた額となります。
 撤去工事費：実費算定いたします。
 転用物品価額：転用する際の物品の評価額となります。（定率法による償却をベースに算定いたします）
 個別管理対象設備の転用可否状況：<http://www.ntt-east.co.jp/info-st/mutial/other/>

VI-4 相互接続に関わる費用(網改造料)の支払い義務について②

複数の協定事業者様で利用している個別管理対象設備について、一部の協定事業者様のみが利用中止を行う場合の手続きは以下のとおりとなっています。



接続約款第36条の2、第66条、料金表



解説

- ※ 更改を要望される場合には、利用中止申込みに併せて新たな電気通信設備又はソフトウェアの申込みを行っていただきます。また、更改後は新たな電気通信設備又はソフトウェアに係る網改造費用の支払いが必要となります。

VI-5 相互接続に関わる費用負担(コロケーションスペース等)について

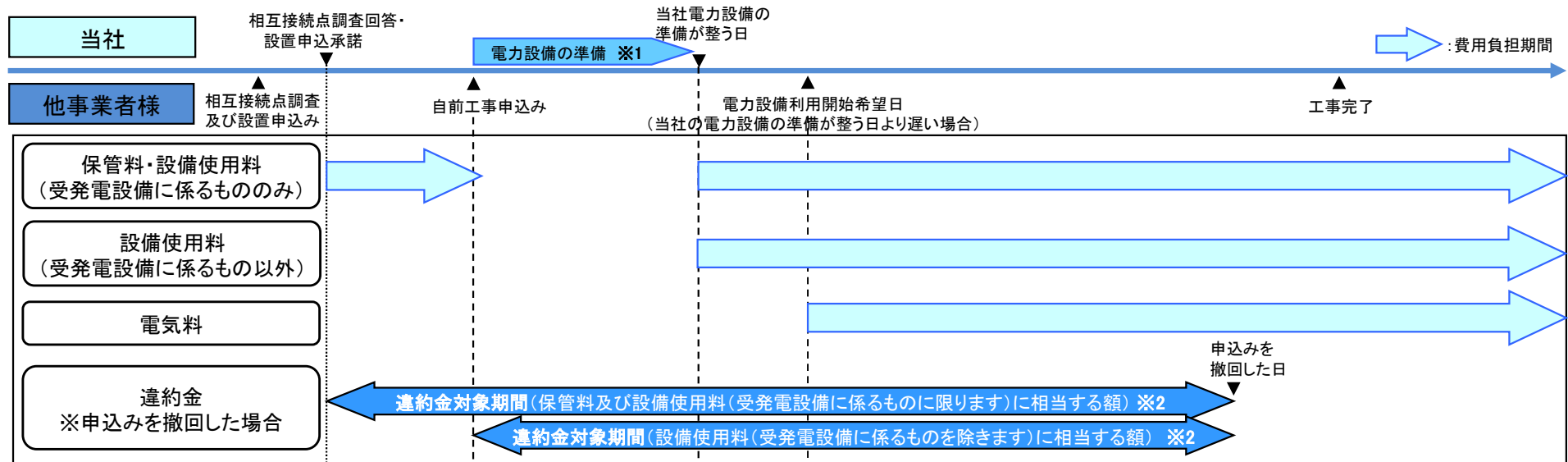
当社のコロケーションスペース等に関する費用負担については以下のとおりとなっています。



接続約款第78条の3、第95条

コロケーションスペース等

- 接続事業者様が申込みをキャンセルされた場合の違約金について(撤回された部分の申込みにかかるものに限ります。)
 - ・ 相互接続点調査回答後、相互接続点設置工事が完了するまでの間にその申込みがキャンセルされたときは、相互接続点調査回答から保留キャンセルまでの期間分の設備保管料(保管料に限ります)及び設備使用料(受発電設備に係るものに限ります。)相当を違約金としてお支払いいただきます。
 - ・ 相互接続点設置工事申込み後、相互接続点設置工事が完了するまでの間にその申込みをキャンセルされたときは、上記に加え、建設請負契約を締結した日又は自前工事の申込みが当社に到達した日から申込みを撤回した日までの間の設備使用料(受発電設備に係るものを除き、MDFで接続する場合はMDF利用に相当する料金額(料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2-1-1-1第4欄7欄(イ)①)を含む)に相当する額を違約金としてお支払いいただきます。
- 接続事業者様が自前工事を行う場合の費用負担期間等について
(ただし、当社の電力設備の準備が整う前に自前工事に着手する場合など、この限りでない場合もあります)



※1 当社の電力設備の準備を整える作業に要する期間は、費用の負担を要しません。ただし、当社の電力設備の準備が整う前に、自前工事に着手することにより、接続に必要な装置等を設置するためのスペースの利用を開始する場合は、同表第1(通信用建物に係る負担額)1(算出式)(1)アに規定する保管料に限り、当該工事着手による利用開始の日から当社の電力設備の整う日の前日までの期間を、費用の負担を要しない期間から除きます。ただし、当社が電力設備の準備の内容を変更する必要があるが生じた場合は、この限りではありません。また、接続申込者の責めに帰すべき事由により経過した期間は、費用の負担を要しない期間から除きます。

※2 設備保管料(保管料に限ります。)及び設備使用料(撤回された部分の申込みに係るものに限ります。)に係る費用のうち、既にお支払済みの費用については、違約金から減額させていただきます。

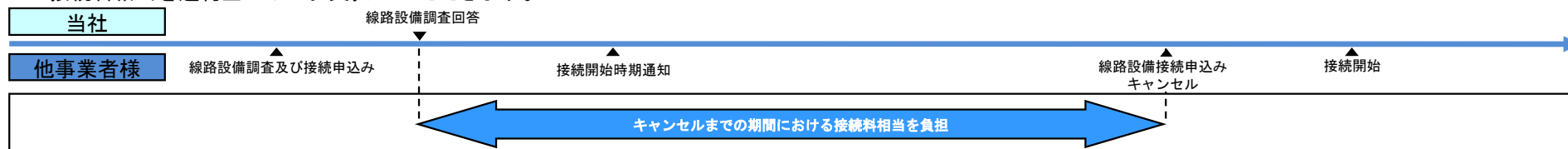
VI-6 相互接続に関わるその他の費用負担（光ファイバ）について ①

当社の光ファイバの申込みキャンセルおよびみなし利用に関する費用負担については以下のとおりとなっています。

接続約款第34条の3、第34条の4、第78条の2

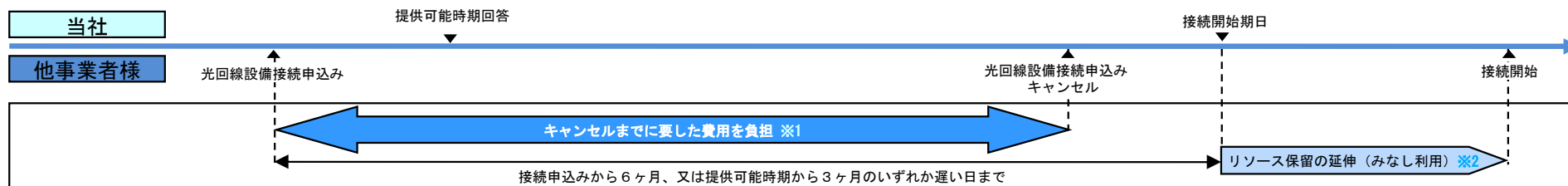
中継光系ファイバ

- ・一般光信号中継回線について、線路設備調査回答後、接続を開始するまでにその申込みをキャンセルされたときは、線路設備調査回答からキャンセルまでの期間分の接続料相当を違約金としてお支払いいただきます。



加入者光ファイバ

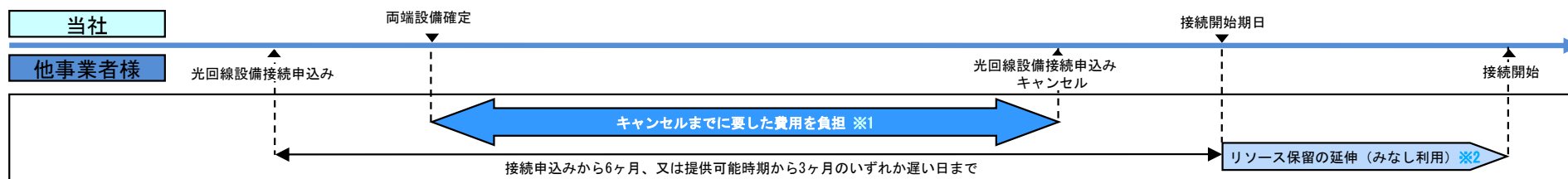
- ・接続申込み後、接続を開始するまでにその申込みをキャンセルされたときは、接続申込みからキャンセルまでに要した費用を違約金としてお支払いいただきます。
- ・接続開始期日以降、リソース保留期間を延伸される場合には、接続開始期日から利用開始されたものとみなし、利用料をお支払いいただきます。（みなし利用）



※1 キャンセルまでに要した費用は、事業者様からの申込みキャンセルのタイミング（接続申込み～提供可能時期回答まで、提供可能時期回答～当社の工事完了まで、当社の工事完了～接続開始まで）及び現地調査の実施有無に応じて変動いたします。
 ※2 リソース保留の延伸は、事業者様が接続開始期日（接続申込みから6ヶ月、又は提供可能時期から3ヶ月のいずれか遅い日）までに、当社へ延伸したい旨をお申し出いただき、当社がそれを認めた場合に限りです。

局内光ファイバ

- ・接続申込み後、接続を開始するまでにその申込みをキャンセルされたときは、両端設備確定からキャンセルまでに要した費用を違約金としてお支払いいただきます。
- ・接続開始期日以降、リソース保留期間を延伸される場合には、接続開始期日から利用開始されたものとみなし、利用料をお支払いいただきます。（みなし利用）



※1 キャンセルまでに要した費用は、事業者様からの申込みキャンセルのタイミング（両端設備確定～当社の工事着手まで、工事着手後～当社の工事完了まで、当社の工事完了～接続開始まで）に応じて変動いたします。
 ※2 リソース保留の延伸は、事業者様が接続開始期日（接続申込みから6ヶ月、又は提供可能時期から3ヶ月のいずれか遅い日）までに、当社へ延伸したい旨をお申し出いただき、当社がそれを認めた場合に限りです。

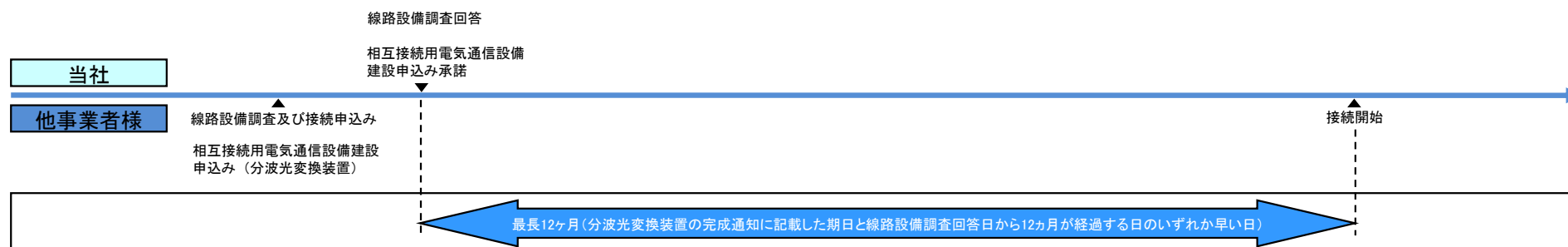
VI-6 相互接続に関わるその他の費用負担（光ファイバ）について ②

当社の光ファイバのみなし利用に関する費用負担については以下のとおりとなっています。

接続約款第34条の7

中継光系ファイバ

- ・特別光信号中継回線について、線路設備調査回答後12ヶ月が経過してもなお接続を開始していないときは、接続を開始したものとみなし、利用料をお支払いいただきます。（みなし利用）



VI-7 他事業者様の支払いを怠るおそれの有無についての確認

他事業者様が支払いを怠るおそれがあるか否かを確認させていただくために、必要な情報を提出していただくことがあります。また、他事業者様に支払いを怠るおそれがある場合は、債務の履行を担保して頂くことについて、接続約款に規定しています。 ※1



接続約款第48条の3、第77条の2、第77条の3

●支払いを怠るおそれの有無についての確認

情報の提出（第48条の3）

他事業者様が支払いを怠るおそれがあるか否かを当社が判断するために必要な情報の提出を求めることがあり、そのうち貸借対照表及び損益計算書等財務の状況を示すものとして当社が別に定める情報※2については提出を要する、としています。 ※3

●債務の履行の担保について

債務の履行の担保の要件（第77条の3第1項）

次の1から6のいずれかに該当し、当社から請求を受けたときは、預託金の預け入れ若しくは金融機関等の債務保証による債務の履行の担保又は前払いを要する、としています。

<要件>

1. 過去1年以内に接続に関し負担すべき金額を滞納したことがあるとき
2. 期限の利益喪失事由に該当するとき（第73条の2）
3. 直近の決算において債務超過であるとき
4. 当社が指定する信用評価機関の信用評価において、当社が別に定める基準※2に該当するとき。ただし支払いを怠るおそれがないことを示す資料※2を提出し、その旨を当社が確認できる場合を除きます。
5. 第48条の3第2項の規定に基づき当社が求めた情報の提出に合理的理由なく応じないとき
6. 1から5に準ずる合理的な事由があるとき

債務の履行の担保については第77条の3の規定以外に、債務の履行の担保に係る協議申入れ（第77条の2第1項）として、支払いを怠るおそれがないと当社が判断できないときは、当社から他事業者様に対し、預託金の預け入れ等により債務の履行を担保するよう協議を申し入れることができる、としています。 ※4

解説

※1 債務の履行の担保に関する一連の取扱いは、総務省の「電気通信事業分野における事業者間接続等に係る債権保全措置に関するガイドライン」の内容を踏まえたものです。

※2 当社が別に定める情報、当社が別に定める基準、当社が別に定める資料については、事業者様限定情報として当社WEBページで開示しています。

※3 当社が当該情報を第77条の3第1項第4号に規定する信用評価機関に開示する場合に当社は守秘義務を負わない、としています。（第47条第7号）

※4 協議の申入れに応じて頂けない場合又は協議により支払いを怠るおそれがあると当社が判断した場合は、他事業者様に債務の履行を担保するよう求める、としています。（第77条の2第2項）

VI-8 他事業者様に支払いを怠るおそれがある場合の取り扱い

他事業者様に支払いを怠るおそれがある場合に必要となる担保措置等と、当社の請求に応じていただけない場合の取扱いについて接続約款に規定しています。



接続約款第22条、第45条、第60条、第61条の2、第73条の2、第77条の3、第100条

履行を担保すべき債務の額（第77条の3）

当社から請求を受けたときに、他事業者様は次の各号について債務の履行を担保すること、としています。※1

- ①接続に関し負担すべき金額として月ごとに想定される負担額の4ヶ月分に相当する額
（ただし他事業者様が、支払期日の変更等接続約款に定める事項に同意する場合は、3ヶ月分に相当する額）
- ②協定が消滅するとした場合に負担すべき網改造料に相当する額
- ③協定が消滅するとした場合に他事業者様が負担すべき費用に相当する額（他事業者様の接続に必要な装置等を撤去する費用を含みます。）
- ④工事費及び手続費等

●第77条の3に基づく債務の履行の担保に応じていただけない場合等の取扱い

接続申込み、工事又は手続き等の請求の不承諾（第22条第1項、第100条） ※2

支払いを怠るおそれがあるとき（債務の履行が担保されたときを除きます。）は、接続申込み、工事又は手続き等の請求を承諾しないことがある、としています。

工事又は手続き等の停止及び中止（第61条の2） ※3

債務の履行の担保について期日までに行われなときは、工事又は手続き等を停止（停止後なおその状態が解消されない場合は中止）できる、としています。
（参考） 第60条（接続の停止）、第73条の2（期限の利益喪失）

接続停止及び協定解除（第45条、第60条） ※3

債務の履行の担保について期日までに行われなときは、行われるまでの間、協定にかかる接続を停止することがある、としています。※4
なお、接続停止された他事業者様が、その事実を解消しないときは、協定を解除することがある、としています。

解 説

- ※1 これらの取扱いは、第77条の3に基づき請求する担保すべき債務の額であり、第77条の2に基づき請求する担保すべき債務の額はこの範囲を超えないもの、としています。
- ※2 第77条の2第2項に基づく債務の履行の担保に応じていただけない場合にも、同様の取扱いとします。
- ※3 これらの取扱いは、第77条の2に基づき、他事業者様が当社に対して約した債務の履行の担保について期日までに行われな場合も含まれます。
- ※4 接続停止の要件はここに記載するもの以外に支払遅延等も含まれます。（第60条第1項）